



マイナンバーカードでお得なマイナポイントを手に入れよう

マイナポイントをもらうには…

- ①パソコンやスマートフォンのアプリからマイナポイントを予約(マイキーID設定)。
- ②マイナポイントを申込み後、キャッシュレス決済サービスを選択(令和2年7月1日の午前中より申し込み開始)。
- ③選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたは買い物をした金額の25%(最大5,000円)がマイナポイントとしてもらえます。(令和2年9月から)

※マイナポイントをもらうためにはマイナンバーカードが必要です。詳細はホームページ <https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/>参照か問い合わせください。

☎マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178(平日午前9時30分～午後8時※土・日曜日、祝日は午後5時30分まで)



特別定額給付金の申請を受け付けています

給付金の対象は、令和2年4月27日時点で豊島区に住民登録がある方です。

5月25日から順次、各世帯に申請書を送付しています。申請期限は8月末です。早めに申請してください。

申請書が届いていない方はコールセンターに問い合わせてください。

☎豊島区特別定額給付金コールセンター ☎0120-557-622

『「コロナに負けるな!としま」医療・福祉支援寄附金』への支援をお願いします

☎豊島区コロナ寄附金担当 ☎4566-2469

いただいた寄附は、区内の医療機関や福祉事業者、ひとり親家庭支援団体などの新型コロナウイルス感染症対策に係る物資の購入経費などに活用します。

◇受付期間…8月31日(月)まで

◇受付方法…①銀行振込、②ふるさと納税サイト「さとふる」(クレジットカード決済など)

※窓口への現金の持参はご遠慮ください。

①銀行振込

- 金融機関名…みずほ銀行 池袋支店
- 口座番号…普通預金 3097506
- 口座名義…豊島区コロナ寄附金

※原則手数料がかかります。みずほ銀行本支店からの振り込みは手数料がかかりません。

②ふるさと納税サイト「さとふる」(クレジットカード決済など)

クレジットカード決済などで寄附を受け付けています。ご利用の際は「さとふる」の会員登録が必要です。詳細は区ホームページ参照。



※寄附金控除の対象です。銀行振込の際に発行される控え(振込票)と本号(広報としま7月1日号)を保管してください。詳細は区ホームページ参照か、問い合わせください。

●イベントなどの開催中止・延期について

今後開催予定のイベントなどを中止・延期する場合があります。詳細は各イベントの問い合わせ先に確認してください。中止・延期するイベントなどは、区ホームページ(2次元コード参照)で随時お知らせします。



●施設の開館状況について

施設を段階的に再開しています。今後の感染状況によっては、再度休館やサービスの休止をする場合があります。詳細は、各施設のホームページ(2次元コード参照)をご覧ください。



7月中旬に8月から有効の後期高齢者医療被保険者証を郵送します

新しい被保険者証(オレンジ色)は、令和4年7月31日まで有効です。氏名、生年月日、負担割合などの記載内容を確認してください。

☎後期高齢者医療グループ ☎3981-1332

自己負担割合が3割から1割に変更できる場合があります

該当すると思われる方(下表1参照)には、「基準収入額適用申請書」を送付しましたので、申請してください。

基準収入額適用申請の対象者(表1)

後期高齢者医療被保険者数	収入判定基準 (平成31年1月から令和元年12月までの収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満 (ただし383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入の70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満)
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

8月から減額認定証と限度額認定証が新しくなります

すでにお持ちの方で、8月以降も対象となる方には、新しい各認定証(有効期間8月～令和3年7月)を普通郵便で送付します。交付対象者で各認定証をお持ちでない方は、申請が必要です。(表2参照)

負担割合および1か月の自己負担限度額(表2)

負担割合	所得区分	外来(個人ごと)の限度額		認定証対象
		外来(個人ごと)の限度額	外来+入院(世帯ごと)の限度額	
3割※1	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% <140,100円※3>		×
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% <93,000円※3>		○
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% <44,400円※3>		○
1割	一般	18,000円 (144,000円※4)	57,600円 (44,400円※3)	×
	住民税非課税等※2	区分Ⅱ 8,000円 区分Ⅰ	24,600円 15,000円	○ ○

- ※1 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯にいる被保険者は、住民税課税所得が145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」の合計額が210万円以下であれば、1割負担となります。
- ※2 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方。
区分Ⅰ…ア.住民税非課税世帯であり、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方。
イ.住民税非課税世帯であり、高齢福祉年金を受給している方。
- ※3 過去12か月に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。
- ※4 計算期間1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)のうち、基準日時点(計算期間の末日)で一般区分または住民税非課税区分である被保険者について、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額(月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額)を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費(外来年間合算)として支給します。